

## 声 明

### 玄海原発3・4号機再稼働差止仮処分不当決定 フクシマを学ばず——事故があっても再稼働か！

本日、佐賀地方裁判所（立川毅裁判長、不破大輔裁判官、神本博雅裁判官）は玄海原発3・4号機再稼働差止を求める仮処分申立を却下しました。これに強く抗議します。

甚大な犠牲をもたらした東京電力福島第一原発事故から何も学ばず、債務者九州電力の説明を鵜呑みにして追認するだけの却下決定は司法の役割を放棄するものです。

九州電力と国と佐賀県が再稼働を強引に進める中で、安全と安心を求める住民の願いが司法によっても踏みにじられたのです。

私たちは、3.11直後に画策された玄海原発の再稼働を止めるべく、2011年7月7日に仮処分を申し立て、約6年間、24回の審尋の場で争ってきました。

地震国日本における原発の最重要課題は耐震安全性です。本仮処分において、私たちは現行の入倉・三宅式に基づく基準地震動は過小評価であると主張してきました。地震の規模を算出するには武村式を、地震動の大きさは片岡他の式を使用すべきであることを具体的に指摘してきました。この「過小評価」は昨年起きた熊本地震においても証明されました。九電は「十分安全側に評価している」と説明しただけでした。

また、私たちは玄海原発において実際に見つかった配管損傷の問題を取り上げ、最重要のクラス1配管の損傷から重大事故に至る危険性を指摘しましたが、九電は「地震が起きなければわからない、漏れなければわからない」という姿勢をとり続けてきました。

しかし、佐賀地裁が九電から安全性の具体的な立証が何らされていないにもかかわらず再稼働を容認したことに、私たちは憤懣やる方ない思いです。

今や地震国の日本列島が活動期に入っている事は明らかだと言われています。熊本地震では震度7の揺れを2度も記録する事態で、これが被害を拡大しました。その後も熊本、鳥取、沖縄、福島、茨城と強い地震が各地で頻発しています。大地震がいつ玄海原発を襲うのか、現代の科学では誰も想定できません。国と電力事業者は速やかに原発廃止を決断し、福島原発事故被害者の完全救済に全力を尽くすべきです。

原発はひとたび事故を起こせば、放射能をまき散らし、住民の命と安心できる生活環境を根こそぎ奪うのだと、フクシマが教えてくれました。そして、これ以上、核のゴミを増やすことは、未来の世代への大罪です。命のことだから諦めるわけにはいきません。

私たちは不当決定に怯むことなく、再稼働を止め、原発をすべてなくすために、全国のみなさんと手をつなぎ、これからも続く裁判闘争に全力を尽くす決意です。

2017年6月13日

玄海原発3・4号機再稼働差止仮処分申立人一同

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会